

中深度処分に係る規制基準等における要求事項 に対する科学的・技術的意見の募集の結果について

令和2年11月25日
原子力規制委員会

1. 概要

中深度処分に係る規制基準等における要求事項について、意見募集を実施しました。

期 間： 令和2年7月23日から同年8月21日まで（30日間）

対 象：

- 中深度処分に係る規制基準等における要求事項について（令和2年度第16回原子力規制委員会資料3から断層に係る内容を除いたもの）
- 骨子案の要求事項からの主な修正について
- 中深度処分の廃棄物埋設地の「設計プロセス」及び「自然事象シナリオとその線量基準」に関する規制要求の考え方

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：19件*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

中深度処分に係る規制基準等における要求事項案
に対する意見と回答

1. 全体

No.	意見	回答
1-1	<p><該当箇所> 全般</p> <p><内容> 設計・評価の前提となる「埋設の終了」「閉鎖措置の終了」「規制期間」といった用語について、資料全体を通じて一義的な意味で使用されているかどうか確認のうえ、必要に応じ、適切な表現に見直していただきたい。</p> <p>例えば、骨子案(※)に示された概念図では、坑道の埋戻しを含む閉鎖措置終了時点を「埋設の終了」としているが、本資料の1.(3)【排水施設】では、「受入れの開始から閉鎖措置の終了までの間」としており、当該図では同一の意味としている用語が使い分けられているように読める。</p> <p>(※)平成30年8月1日原子力規制委員会資料3「中深度処分等に係る規制基準等の策定について－第二種廃棄物埋設に係る事業許可基準規則等の骨子案の事業者との意見交換の実施－」別紙3「中深度処分に係る閉鎖措置計画及び廃止措置計画の認可の基準並びに廃止措置の終了確認の基準の骨子案」</p>	<p>事業許可後の規制期間中の事業段階について、許可基準規則及びその解釈並びに事業規則で用いる用語は以下のとおりです。用語の説明等については【参考】を参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設する放射性廃棄物の受入れの開始 ・(廃棄物埋設地の)埋設の終了 ・(地上からのアクセス坑道の)閉鎖措置の開始【今回の改正により追記予定】 ・閉鎖措置の終了【今回の改正により追記予定】 ・廃止措置の開始 ・廃止措置の終了 <p>したがって、ご指摘の平成30年8月1日原子力規制委員会資料3の別紙3の図における「埋設の終了」は誤りで、正しくは「閉鎖措置の終了」です。</p> <p>なお、廃止措置の終了以降のことを「規制期間終了後」と呼んでいます。</p>

2. 火山等

No.	意見	回答
2-1	<p><該当箇所> 別紙1の1.(1)の【火山等】及び別紙2の1.火山活動について</p> <p><内容></p>	<p>ピット処分及びトレンチ処分を対象とした現行の許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の解釈第6条第3項には、「安全機能を損なわないもの」とは、安全機能が達成されること(安全上支障のない期間内において速やかに修復できることが確</p>

<p>中深度処分の火山活動に係る要求事項が表 1 に示されています。</p> <p>- 廃棄物埋設地周辺の第四紀（現在から約 258 万年前まで）における火山活動の活動履歴から、マグマの貫入による廃棄物埋設地の破壊が生ずるような火道、岩脈等の履歴が存在しないことを確認した場所に設置すること。</p> <p>- 当該履歴が存在する場合は、廃棄物埋設地からおおむね 15 キロメートル内の範囲で火山の側火口分布等を評価し、側火口等の影響を考慮しても廃棄物埋設地の破壊等が生ずることがないこと。</p> <p>一方で、ピット、トレンチ処分に係る規制で、火山活動に対する考慮は第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）において、</p> <p>-（前略）・・・想定される自然現象であつてその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>と示されています。</p> <p>上記第 6 条に係るピット処分、トレンチ処分の事業者の最近の事業許可申請書（案）の記載を見ると、原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第 1912182 号 原子力規制委員会決定）を引用し、火山影響の評価をしています。</p> <p>火山影響評価ガイドでは、考慮すべき火山は第四紀火山のうち、完新世（現在から 11,700 年前まで）に活動があったかなどを基に、原子力発電所に影響を及ぼしうる火山を抽出しています。</p> <p>また、新しい火口の開口も、現在活火山とされている火口周辺の</p>	<p>実であることを含む。）をいう。」としており、ご指摘のとおり、影響を評価し安全機能を損なわなければその場所に施設を設置することが可能です。その際、ピット処分及びトレンチ処分については、火山影響評価ガイドを参考とすることが考えられます。</p> <p>中深度処分の廃棄物埋設地に係る火山活動に係る要求事項については、ピット処分及びトレンチ処分には適用されません。</p>
---	--

	<p>地下構造や対象火山の性質などを考慮し、調査を行うことが必要とされ、発電所への影響を及ぼす可能性を判断するとあります。</p> <p>中深度処分の火山活動に係る要求事項と原子力発電所の火山影響評価ガイドを比較すると、</p> <p>中深度処分では、第四紀火山全てを考慮する対象としているのに対して、火山影響評価ガイドでは第四紀火山のうち一部を抽出しています。</p> <p>また、火口の開口は、第四紀火山で活動履歴のある火山から概ね15キロメートルの範囲としているのに対し、現在活火山とされている火口周辺の・・・(後略)とあり対象となる火山の考え方に違いがあります。</p> <p>これらの違いは、原子力発電所は運用期間が数十年であるのに対し、中深度処分は10万年を考慮するとの考え方であることから、中深度処分の火山活動に係る要求事項の方が、より厳しく、対象となる火山の範囲が広いものと思われます。</p> <p>ピット、トレンチ処分は規制期間が数百年程度であること、火山の影響を評価し安全機能を損なわないのであれば立地も可能であるため、中深度処分の火山活動に係る要求事項は適用されるものではなく、原子力発電所の火山影響評価ガイドを含めて事業者が評価方法や使用するガイド等を検討すると考えてよいか。</p>	
2-2	<p><該当箇所></p> <p>別紙1の1.(1)の【火山等】</p> <p>・・・廃棄物埋設地からおおむね15キロメートル内の範囲で火山の側火口分布等を評価し、側火口等の影響を考慮しても廃棄物埋設地の破壊等が生ずることがないこと。</p>	<p>ご質問の「影響」とは、別紙1の1.(1)の【火山等】における当該文章の一つ前の文章の「マグマの貫入による廃棄物埋設地の破壊」が生じるような影響を指しています。なお、原案の「破壊等」は「破壊」ですので、その考え方に沿った基準案を作成します。</p>

	<p><内容> 「側火口等の影響を考慮しても廃棄物埋設地の破壊等が生ずることがない」について、どういう影響が認められたら「破壊等」に該当するのか、具体例を提示すべきである。</p>	
--	--	--

3. 鉱物資源等

No.	意見	回答
3-1	<p><該当箇所> 別紙1の1.(1)の【鉱物資源等】 「記録がない」とは、資源利用のための掘削が行われる可能性がある十分な量及び品位の鉱物資源の鉱床及び地熱資源の存在を示す記録が存在しない</p> <p><内容> 事業許可申請段階における文献調査で「記録がない」結果となった後（詳細調査や掘削等の段階）で価値が高い鉱物資源が存在することが判明する可能性がゼロとは言い切れないため、「記録」として利用可能な文献の種類（例：鉱物資源図、地熱資源図）を例示するとともに、2020年7月15日原子力規制委員会での議論の状況も踏まえ、「・その採掘が経済的に価値が高い鉱物資源及び地熱資源の存在することに関する記録がない場所であること。」の確認時期（例えば、「事業許可申請時において」など）がわかるように表現を見直すべきと考える。</p>	<p>記録として利用可能な文献類については、立地地点によって種類や詳細度が異なることも考えられることから、現時点で例示することは考えていません。</p> <p>今後、立地候補地点が明らかとなった段階で、審査ガイド案の作成に当たって、必要に応じて記載を行うこととします。</p> <p>また、この要求事項案は許可基準に関するものであり、記録がないことの確認時期が許可時点であることは明らかと考えますので、原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p>
3-2	<p><該当箇所> 別紙1の1.(1)の【鉱物資源等】 発電に利用することができる地熱資源</p>	<p>別紙1の1.(1)の【鉱物資源等】に関する要求事項は、資源採取を目的とした掘削行為を誘発することを避けるためのものであり、「発電に利用することができる地熱資源」とは、鉱物資源と同様に、その利用が経済合理性のあるもの、即ち比較的出力の大き</p>

<p><内容> 「発電に利用することができる地熱資源」について、付近に火山などの熱異常となる原因となるものがない場所であっても、地温勾配(0.03℃/m前後)により地下深部では地下水が高温となり得る。このような地点は「発電に利用することができる地熱資源」には含まれないため、このことがわかるような表現に見直すべきと考える。</p>	<p>い発電が合理的に可能な地点を対象とすることとします。この主旨に沿った基準案を作成します。</p>
---	---

4. 放射性物質の漏出防止

No.	意見	回答
4-1	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】 人工バリアを設置する方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあつては廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあつては廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する機能・・・</p> <p><内容> 埋設の終了とは、操業期間(廃棄物の受入れ、人工バリアの施工、廃棄物埋設地の埋戻し等)の終了時点を指すのか、或いは、閉鎖措置(坑道の埋戻し等)の終了時点を指すのかを明確にすべきである。</p>	<p>埋設の終了とは、埋設する放射性廃棄物の受入れ及び廃棄物埋設地への設置、廃棄物埋設地における人工バリアの設置、廃棄物埋設地の埋め戻しが終了することを指し、閉鎖措置は埋設の終了後に行われます。</p> <p>埋設の終了、閉鎖措置の開始、閉鎖措置の終了の順番については、回答1-1を参照して下さい。</p>
4-2	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】</p> <p><内容> 「埋設の終了から廃止措置開始までの間」における要求事項として</p>	<p>埋設の終了から廃止措置の開始までの間における要求事項「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する機能を有すること」及びその解釈としての「廃棄物埋設地から放射性物質が漏えいしない状況(工学的に有意な漏えいがない状況)を達成すること」という主旨の内容は、設計に係る要求事項案です。</p>

<p>示された「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する機能を有すること」及び廃棄物埋設地の埋戻し完了後の期間における「廃棄物埋設地から放射性物質が漏えいしない状況（工学的に有意な漏えいがない状況）を達成すること」について、埋設地近傍における地下水の採取や放射性物質の測定のための監視測定設備の設置の意義や目的、実測可能性やバリア性能に及ぼす影響も考慮のうえ検討し、設計要求・管理要求について明確にしていきたい。</p>	<p>この要求の目的は以下のとおりです^{※1}。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋設地から漏出する放射性物質から公衆と生活環境を防護する観点からは、天然バリアにより生活圏への放射性物質の移動が抑制できればよいことになるが、リスク低減の観点からは人工バリアの中でできるだけ多くの放射性物質を減衰させ、人工バリアから天然バリアへの漏出を抑えることによって、生活圏への放射性物質の移動を遅らせる。 ・このため、少なくとも廃止措置の開始までの期間（埋設の終了後 300～400 年）は、人工バリアによって廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出を防止することを要求する。 <p>また、別紙 1 は中深度処分に関する主な要求事項案を記載しているため監視・測定に係る内容は記載していませんが、中深度処分においても、基準案の作成に当たっては、ピット処分やトレンチ処分と同様に、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの監視・測定に関して、以下の主旨の記載を行うこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視測定設備に関する設計に係る要求事項として、埋設の終了から廃止措置の開始までの間において廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度若しくは線量又はその徴候をそれぞれ監視及び測定できる設備を設けること。 ・廃棄物埋設地の保全のための措置に係る管理要求として、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視し、異常な漏えいがあったと認められる場合又はそのおそれがある場合には廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の異常な漏えいを防止し、又は低減するために必要な措置を講ずること。
---	--

※1 「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」（平成 28 年 8 月原子力規制委員会決定）より

		<p>このうち「監視測定設備」については、以下を要求することとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・監視測定設備は次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">－測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定ができる性能を有し、かつ、人工バリア及び天然バリアの機能を著しく損なわないものであること。－廃止措置の開始以降において設備を設置した場所を經由した放射性物質の異常な漏えいが生じるおそれがある場合は、異常な漏えいが生じないよう当該設備の解体及び埋戻しを行うことができるものであること。 <p>監視・測定の方法や精度は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始後、埋設の終了後、閉鎖措置の終了後といった事業段階の進展に伴い異なると考えられます。したがって、監視測定設備は、「人工バリア及び天然バリアの機能を著しく損なわない」範囲で、各事業段階に応じて、放射性物質の漏えいが生じた場合に、実行可能な範囲でできるだけ検知できるような設計とする必要があります。</p> <p>また、定期的な評価等に必要なデータ取得を目的とした設計に係る要求事項案として、ピット処分やトレンチ処分と同様に、人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等のデータを取得するための監視測定設備を設置することを要求することとします。</p> <p>この地下水の状況等の監視測定設備については、人工バリアや天然バリアの性能に及ぼす影響を考慮し、ピット処分やトレンチ処分と同様に、実際の環境と類似した環境下での原位置試験等の間接的な方法により人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等のデータを取得できる場合は、</p>
--	--	---

		当該方法によることができることとします。
4-3	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】</p> <p><内容> 【意見】 ・「工学的に有意な漏えいがない状況」に対する判断基準を示す必要がある。また、表現の見直しが必要と思われる。</p> <p>【理由】 ・「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する」ことを埋設の終了から廃止措置の開始までの間に対して求められている。この期間は、未だ明確ではないものの数百年に渡るとと思われる。数百年間漏出防止を求めるのであれば、今後事業者が設定すると思われる「廃棄物埋設地の外（埋設保全区域等）」における漏出防止の判断の考え方が必要と思われる。また、漏出の防止の中には、「廃棄物埋設地の外」までには、安全機能として、放射性物質の閉じ込め機能及び移行抑制機能の両機能が実質的に関与すると思われる。閉じ込め機能のみであれば、「工学的に有意な漏えい」も理解できるが、移行抑制機能に対して、「工学的に有意な漏えいがない状況」は表現として不適切であると考え。そのため、表現としては、「有意な漏えいがない状況」にすべきと思われる。</p>	<p>本要求事項案にある「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する」ための機能は、いただいたご意見にある「放射性物質の閉じ込め機能」に該当するものと考えますので、「工学的に有意な漏えいがない状況」は表現として不適切とのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>なお、いただいたご意見にある「放射性物質の移行抑制機能」という用語は、別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】に示したように、「廃止措置の開始以降」における放射性物質の移動を抑制する機能として用いています。</p>
4-4	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】 廃棄物埋設地から放射性物質が漏えいしない状況（工学的に有意な漏えいがない状況）を達成することをいう。</p> <p><内容></p>	<p>本要求事項案は、漏出することを許容するような設計は認められないというものですが、いかなる漏出も許容しないということではありませんので、「工学的に有意な漏えいがない状況」を達成することを求めることとしています。</p> <p>この「工学的に有意な漏えいがない状況」については、例えば廃棄物埋設地の外表面の単位表面積当たりの漏出率（●●Bq/m²/s 以</p>

	<p>工学的に有意な漏えいについて、将来の判断に差異が生じないように、定量的な考え方を示すべきである。</p>	<p>下など)を放射性物質ごとに定めることは考えていませんが、本紙の【参考】に示した圧縮ベントナイト(粘土系材料)やモルタル、コンクリートなどのセメント系材料、鋼製容器のような金属系材料を人工バリアとして用いる場合、それぞれ以下に示すことをもって、その設計が「工学的に有意な漏えいがない状況」を達成するものであることの判断が可能と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮ベントナイトの場合は、透水係数を踏まえて、廃止措置の開始までの間(埋設の終了後300~400年)の地下水の浸入量を考慮しても廃棄体が地下水に漬からないこと。 ・コンクリート構造物の場合は、例えば、コンクリート標準示方書^{※2}に記載されている水密性に対するひび割れ幅の設計限界値の目安以下となること。 ・金属製の容器の場合は、地下水が接触した場合の腐食速度を考慮しても、廃止措置の開始までの間は貫通しないこと。
4-5	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】</p> <p><内容> 「廃棄物埋設地からの限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能」について、別紙3の2の(注1)では、「廃棄物埋設地の限定された区域からの漏出の防止は、例えば廃棄体の閉じ込め機能のみで担保することも可能とする」としているが、解釈において記載するとしている主旨の原案ではそのことが読み取れないため、例えば以下のような表現に見直すべきと考える。 —「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する」とは、地</p>	<p>ご指摘の別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】に示した解釈において記載を行う主旨の内容は、「埋設の終了から廃止措置の開始までの間」についてのものであって、別紙3の(注1)に示した「埋設の終了までの間」における内容ではありません。 このため、原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p> <p>なお、「埋設の終了までの間」は、廃棄体の定置や人工バリアの設置などが行われる期間ですので、廃棄体のみ機能によって、限定された区域(例えば一つの区画など)からの放射性物質の漏出防止を担保することが可能としています。 一方、「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出防止」は埋設の</p>

※2 土木学会「コンクリート標準示方書(設計編)」(2017)

	<p>下水の侵入を十分に抑制する構造及び放射性物質の漏出を十分に抑制する構造が相まって、または、廃棄体により、廃棄物埋設地から放射性物質が漏えいしない状況（工学的に有意な漏えいがない状況）を達成することをいう。</p>	<p>終了後から廃止措置の開始までの間の要求であり、この期間は300～400年という長期間となりますので、地下水の浸入を十分に抑制する構造と放射性物質の漏出を十分に抑制する構造が相まって、廃棄物埋設地の外へ放射性物質が漏えいしない状況を達成することを求めることとしています。</p> <p>また、本要求事項案に関して、別紙1と別紙3の内容の不整合がありましたので、以下のとおり訂正します。</p> <p>別紙3の1.(1)には以下の3つの安全機能の観点から優れていると考えられるものとして挙げられる複数の選択肢（特定の設計が最も優れていることが明らかな場合は当該設計のみでよい）に関する技術的根拠を含む人工バリアの設定のプロセスを示すこととしていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> －放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間、廃棄物埋設地の限定された区域からの主要な放射性物質の漏出を防止する機能 －埋設の終了から規制期間終了までの間、廃棄物埋設地の外への主要な放射性物質の漏出を防止する機能 －規制期間終了後において、廃棄物埋設地の外への主要な放射性物質の漏出を防止する機能又は低減する機能 <p>このうち最初の2つのハイフンは、別紙1の1.(2)の【放射性物質の漏出防止】に係る要求事項であるものの、【廃棄物埋設地の設計プロセス】に係る要求事項について記している別紙3にも誤って記してしまったものです。</p> <p>正しくは、別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】に示したとおり、設計プロセスの要求として人工バリアの設計の</p>
--	---	---

		プロセスを求めるのは廃止措置の開始後における放射性物質の移動抑制機能に関するものであり、上記のうち 3 つ目のハイフンのみが該当します。
--	--	--

5. 廃棄物埋設地の設計プロセス

No.	意見	回答
5-1	<p><該当箇所> 別紙3の1.(3)設計オプションからの最終的な設計の選定</p> <p><内容> 中深度処分地の廃棄物埋設地の「設計プロセス」及び「自然事象シナリオとその線量基準」に関する規制要求の考え方/1.設計プロセス(3)設計オプションからの最終的な設計の選定の中で設計オプションに求められる性能の水準より人工バリア及び天然バリアの状態」に関わるパラメータは・・・保守的な設定を超えるような状態が発生する可能性まで考慮してパラメータの設定を行う必要はない(注2)とあり、 具体的には(注2)より、“保守的な設定を超えるような亀裂等が、調査を行った範囲では確認されなかった可能性まで考慮してパラメータの設定を行う必要はない。”とありますが、 現地の調査では得られづらいかもかもしれませんが、気候変動に伴う降水量の変化・熱環境の変化による現状で予測可能な水理地質環境の変化も、この評価に考慮されるのでしょうか。</p>	<p>「気候変動に伴う降水量の変化や熱環境の変化による水理地質環境の変化」については、廃棄物埋設地に及ぼす影響が有意なものであり、また科学的合理性をもって評価することが可能である場合には、評価において考慮することが適当と考えます。</p>
5-2	<p><該当箇所> 別紙3の1.(1)人工バリアの設計等に係る選択肢の設定</p> <p><内容></p>	<p>ご指摘のとおり、「安全機能及び劣化・損傷に対する抵抗性」を考慮する際、設置環境を踏まえた長期的な材料の安定性は重要な要素の一つと考えており、人工バリアについては、安全機能及び劣化・損傷に対する抵抗性の観点から優れた設計を選定することを</p>

	<p>(1) 人工バリアの設計等に係る選択肢の設定」につきまして長い規制期間だけでなく、期間終了後も放射性物質の漏洩を防止するには、超長期安定する物質をバリア材に使う必要があると考えます。そのような物質を選定し採用されることを期待いたします。</p>	<p>求めることとしています。</p>
<p>5-3</p>	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2) 中深度処分の廃棄物埋設地及び坑道</p> <p><内容> 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 中深度処分の廃棄物埋設地及び坑道」について、冒頭に ALARA の概念を適用する旨を明示すべき。 ・その上で、「実行可能な範囲内で最も優れるものとして設定」は、「最も」を削除して「ALARA を適用したプロセスに沿って、設計を行う時点において実行可能な範囲内で優れるものとして設定」などとすべき。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中深度処分に係る規制基準等における要求事項は、ALARA の考え方を取り入れることを基本として示されているはずである。従って冒頭にこれを明示しておくことが、その後続く要求事項の理解において重要となる。 ・規制要求に ALARA の考え方を取り入れることは、線量の数値規準の適合性にとどまらず、工学的な対策に意を尽くすことにも力点を置いて防護の実効性を高める、ということと理解されている(平成28年度第61回原子力規制委員会、資料7別添)。 ・平成29年度第56回原子力規制委員会(資料4)において、人工バリア材料等への ALARA の適用の考え方について、「プロセスに沿って良好なものが選定されていること(一番優れていることの証明を 	<p>【【意見】の1ポツ目について】</p> <p>設計プロセスの要求は、ALARA (As Low As Reasonably Achievable: 合理的に達成可能な限り低く) や BAT (Best Available Technique: 適用可能な最善技術) の考え方に基づいています。別紙1の1.(2)「中深度処分の廃棄物埋設地及び坑道」は、許可基準規則及び解釈において記載を行うこととする要求事項の概要そのものであり、その背景となった考え方については記載していません。</p> <p>これらの考え方については、ALARA や BAT という用語は用いていませんが、別紙3に記載しています。</p> <p>【【意見】の2ポツ目について】</p> <p>事業許可申請において、最終的には一つの設計に絞り込むことになりますので、「実行可能な範囲内で最も優れるもの」としています。</p> <p>また、別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】に示したように、①の国内外の関連技術等を踏まえた優れた設計の人工バリアの候補と、②の廃棄物埋設地を設置することが可能な範囲内において優れた場所の候補の組み合わせの中から、③及び④に従って「最も優れるもの」を選定しますので、ご指摘のような「将来存在するかもしれない技術」まで考慮して一番優れたものを要求しているわけではないことは明らかと考えます。</p> <p>以上のことから、原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p>

	<p>求めるものではない」との意見一致がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設地の優れた構造・設備を選択するにあたっては、将来存在するかもしれない技術への期待に基づくべきではなく、設計を行う時点で実績のある技術、あるいは近い将来に開発可能である技術に基づくべきである。 	
5-4	<p><該当箇所> 別紙3の1.(3)②最終的な設計の選定</p> <p><内容> 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 最終的な設計の選定」の「生活環境への主要な放射性物質の移行抑制機能に係る性能が最も優れているものを選定する」は、「ALARA を適用したプロセスに沿って、生活環境への主要な放射性物質の移行抑制機能に係る性能が優れているものを選定する」とすべき。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中深度処分に係る規制基準等における要求事項は、ALARA の考え方を取り入れることを基本として示されているはずである。ALARA の考え方を明示することによって、より優れた設計を求めるとの意味は込めることができる。 ・平成 29 年度第 56 回原子力規制委員会(資料 4)において、人工バリア材料等への ALARA の適用の考え方について、「プロセスに沿って良好なものが選定されていること(一番優れていることの証明を求めるものではない)」との意見一致がなされている。 	回答 5-3 を参照して下さい。
5-5	<p><該当箇所> 別紙3の1.(3)②最終的な設計の選定</p>	回答 5-3 を参照して下さい。

	<p><内容> 【意見】 ・「2 最終的な設計の選定」の「生活環境への主要な放射性物質の移行抑制機能に係る性能が最も優れているものを選定する」は、「ALARA を適用したプロセスに沿って、生活環境への主要な放射性物質の移行抑制機能に係る性能が優れているものを選定する」とすべき。</p> <p>【理由】 ・中深度処分に係る規制基準等における要求事項は、ALARA の考え方を取り入れることを基本として示されているはずである。ALARA の考え方を明示することによって、より優れた設計を求めるとの意味は込めることができる。</p> ・平成 29 年度第 56 回原子力規制委員会(資料 4)において、人工バリア材料等への ALARA の適用の考え方について、「プロセスに沿って良好なものが選定されていること(一番優れていることの証明を求めるものではない)」との意見一致がなされている。	
5-6	<p><該当箇所> 別紙 3 の 1. (1) 人工バリアの設計等に係る選択肢の設定</p> <p><内容> ・現状の国内外の実績等を踏まえて、合理的に優れた設計・施工技術を抽出するものであり、際限なく費用を投じたものを要求するものではないことを明確にするために、ガイド案(※)にも示されていた「したがって、際限なく費用を投じた設計を求めるものではない。」との考え方から変更はないという理解でよいか。</p> <p>(※) 第 28 回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に伴う検討チーム会</p>	<p>ご指摘のとおり、際限なく費用を投じた設計を求めるものではありません。</p>

	合 資料 28-2「中深度処分における廃棄物埋設地の廃止措置後の保全に関する措置を必要としないための設計プロセス及び公衆の被ばく線量評価に係る審査ガイドの骨子案」P. 21	
5-7	<p><該当箇所> 別紙3の1.(1)設計オプションからの最終的な設計の選定</p> <p><内容> 「生活様式等」はそのサイトにおいて一般的と考えられる河川水利用及び土地利用等、並びに食べ物及び飲料水の年間摂取量、被ばく換算係数を設定する。とございますが、最悪のシナリオ時の被ばく線量の予測調査だけではなく、フェールセーフ機能を有するものを埋立地以外に付与するなどの設計オプションもございますでしょうか。</p>	<p>ご指摘の「フェールセーフ機能を有するもの」が定かではありませんが、廃棄物埋設地から漏出した放射性物質の移動を防止又は低減することを目的として廃棄物埋設地以外に設置するものは、特に要求していません。</p>
5-8	<p><該当箇所> 別紙3の(注2)</p> <p><内容>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(注2)に『また、例えばある人工バリアのある機能について、評価期間によって評価の不確実性が大きく異なる場合は、それぞれの期間に応じて、「パラメータの変動範囲内で保守的な設定」又は「科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定」を選定することとする。』との記述があるが、これはすなわち、評価期間に応じて線量基準を使い分けるという理解でよいか。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある期間は「パラメータの変動範囲内で保守的な設定」であって100マイクロシーベルト/年、さらに長期になれば「科学的に合理 	<p>ご指摘の部分(注2)は、「評価期間に応じて線量基準を使い分ける」ということではありません。</p> <p>別紙3の1.(3)①に示した「設計オプションに求められる性能の水準」に係る評価シナリオ(以下「性能水準確認シナリオ」という。)において、例えば、ある期間までは人工バリアの設置環境の状態について「通常の状態」の範囲を設定することが可能で、それ以降の期間については不確実性が大きく「通常の状態」の範囲の設定が困難となるような場合は、以下のような設定となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある期間までの人工バリアの性能は、通常の状態において保守的な設定とした環境条件を考慮して設定。 ・それ以降の期間における人工バリアの性能は、科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定とした環境条件を考慮して設定。

	<p>的と考えられる範囲で最も厳しい設定」であって 300 マイクロシーベルト/年、と読めるが、意図を確認したい。</p> <p>・また例示されている「亀裂の存在」について、調査で確認されなかった亀裂を仮想的に設定して評価する、ということであれば、「科学的に合理的」の範囲ではなく、念のための評価ではないか。つまり、ボーリングシナリオと同様の線量基準を設定すべきと考えられる。</p>	<p>【理由】の2ポツ目に関しては、中深度処分におけるボーリングシナリオは、深度の確保等の設計上の対策や掘削制限の措置が講じられていることにより、本来発生を想定する必要はない仮想的な事象、即ち発生蓋然性が極めて低い事象と位置付けられることから、これに応じた線量基準として20ミリシーベルト/年を超えないことを求めることとしています。</p> <p>一方、ご指摘の「亀裂の存在」については、例えば、詳細な調査を行っていない領域において、地表への水みちになるような大きな亀裂が存在する蓋然性が極めて低いとは言えませんので、このような領域に対して「想定しうる最も保守的な設定」としたシナリオの線量基準として、ボーリングシナリオと同等の基準を適用することは適当ではありません。</p>
5-9	<p><該当箇所></p> <p>別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】・・・「人工バリア及び天然バリアの状態」に係るパラメータを通常の状態において保守的な設定として評価を行った結果、評価される公衆の受ける線量が100マイクロシーベルト/年を超えないものを選定していること。</p> <p><内容></p> <p>平成30年8月31日の廃炉等検討チーム会合において、事業者から「100μSv/年の位置づけや厳しい状態の考え方について、目的や必要性、何故「100」μSvという線量基準とするのか等、必ずしも明確に示されていないのではないかと。線量基準の考え方は安全を判断する重要な点であり、十分な議論を行っていただきたい。特に、概念的な議論だけではなく、確実に理解するために、パラメータ設定方法の例示等、評価の方法をより具体的に示していただきたい。」との意</p>	<p>ご指摘の部分は、別紙3の1.(3)①に示した性能水準確認シナリオに係るものであり、要求事項の案は次のとおりです。</p> <p>「③上記①及び②に基づき選定した廃棄物埋設地の設計のうち、最も可能性が高い「被ばくに至る経路」を考慮し、「人工バリア及び天然バリアの状態」に係るパラメータを通常の状態において保守的な設定として評価を行った結果、評価される公衆の受ける線量が100マイクロシーベルト/年を超えないものを選定していること。」</p> <p>これは、放射性物質の移動を抑制する総合的な性能が最も優れた廃棄物埋設地の設計を選定するに当たり、実効的な規制を行う観点から、候補となる全ての廃棄物埋設地の設計が一定以上の水準に達していることを確認するためのものです。</p> <p>性能の指標として線量を用いる理由、性能水準確認シナリオの</p>

<p>見を申し上げた。ただし、今回の資料別紙3の2にある「通常の状態において保守的な設定」と「最も厳しい設定」との評価の方法の差異は定性的説明で明確でない。今後策定される審査ガイドにおいて明確にされるべきである。</p> <p>一方、何故 $100 \mu\text{Sv/y}$ という線量基準とするのかについては明確な説明が示されていない。異なるパラメータを用いて評価する基準が $300 \mu\text{Sv/y}$ の三分の一と近接しているが、$100 \mu\text{Sv/y}$ の新たな基準の数字の根拠について、国際的にも納得がなされる説明を求める。</p>	<p>設定の考え方、性能の指標の数値を 100 マイクロシーベルト／年とする理由については以下のとおりです。</p> <p>【性能の指標として線量を用いる理由】</p> <p>生活環境への放射性物質の移動を抑制する総合的な性能は、人工バリアと天然バリアの性能によって決まります。この2つの性能を放射性物質の移動の抑制に係る直接的な指標で表すことも理論的には可能ですが、指標の種類が多岐にわたり複雑化することが避けられないこと、放射性物質が生活環境へ移動してしまった場合の影響は公衆の被ばくの形で生ずることになることから、性能の指標として線量を用いることには合理性があります。</p> <p>なお、線量評価を行うためには、そのサイトにおいて一般的と考えられる生活様式等を設定する必要がありますが、これは基本的にはサイトごとに決まり、設計に依らない因子と考えられますので、設計オプション間の人工バリアと天然バリアの総合的な性能の差は、直接、線量評価結果の差として現れるものと考えます。</p> <p>【性能水準確認シナリオの設定の考え方】</p> <p>設計プロセスで用いる性能水準確認シナリオは、人工バリアや天然バリアの性能を評価することを目的としたものであることから、要求事項案としては、「実力」としての性能を反映した結果が比較的得られやすいと考えられるシナリオとして、「被ばくに至る経路」は最も可能性が高いものを選定した上で、「人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータ」については「通常の状態の範囲内」で設定することを求めています。</p> <p>また、「通常の状態の範囲」には幅があることが想定されますが、本シナリオは、廃棄物埋設地の設計が一定以上の水準に達してい</p>
---	---

		<p>ることを確認するためのものであることを考慮して、要求事項案としては、通常の状態の範囲内で保守的なパラメータ設定とすることを求めることとしています。</p> <p>【性能の指標の数値を 100 マイクロシーベルト／年とする理由】 「100 マイクロシーベルト／年」の意味について、平成 30 年度第 11 回原子力規制委員会（議題 4）の議論では、「現在の技術水準で達成可能な性能」であり「最低限満たすべきもの」としています。</p> <p>また、上記の【性能水準確認シナリオの設定の考え方】に示した性能シナリオ設定の保守性を考慮すれば、自然事象シナリオの線量基準である 300 マイクロシーベルト／年よりも小さい（厳しい）値とすることは妥当と考えます。</p> <p>令和 2 年度第 16 回原子力規制委員会資料 3 に示したとおり、設計プロセスに係る審査ガイドについては、立地候補地点やより詳細な施設設計が明らかになった時点で策定することとしています。「通常の状態において保守的な設定」や「最も厳しい設定」のより具体的な内容については、必要に応じて当該審査ガイドに記載する予定です。</p>
5-10	<p><該当箇所> 別紙 1 の 1. (2) の【廃棄物埋設地の設計プロセス】・・・通常の状態において最も起こる可能性が高い設定とした上で、公衆の受ける線量を評価し、線量が最も小さい廃棄物埋設地の設計を最終的に選定していること。</p> <p><内容> 長時間経過後の公衆の被ばく線量を指標にして設計を比較している</p>	<p>回答 5-9 の【性能の指標として線量を用いる理由】を参照して下さい。</p>

	<p>が、放射性核種が人間の環境に到達する以前の指標（核種の移行率など）を用いることが適切な場合もある。</p> <p>これらは補完的指標として用いられるべきである。</p>	
5-11	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】</p> <p><内容> 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も可能性が高い「被ばくに至る経路」を考慮し、「人工バリア及び天然バリアの状態」に係るパラメータを通常の状態において保守的な設定として評価を行った結果に対しては、線量拘束値300マイクロシーベルト/年を適用すべき。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICRP Pub. 122は、長期の廃棄物処分に関して、設計基準変遷に含まれる自然事象には線量拘束値を適用することを勧告している。設計基準変遷は、施設が提供する防護の予想される変遷、発生確率の低い事象(変遷の可能性がほとんどない)が含まれるとしている。これは、『最も可能性が高い「被ばくに至る経路」を考慮し、「人工バリア及び天然バリアの状態」に係るパラメータを通常の状態において保守的な設定』に相当する。 ・ALARAの適用に関する国際的理解は、個人線量の大きさ、被ばくする人の数、並びに潜在被ばくの可能性を、経済的・社会的な要因を考慮に入れながら、適切な線量拘束値より下で合理的に達成可能な限り低く保つ、というものである。この国際的理解に照らせば、ALARAを適用したプロセスで設計の比較評価を行う際にまず下回るべき線量は、線量拘束値300マイクロシーベルト/年である。 	<p>回答5-9の【性能の指標の数値を100マイクロシーベルト/年とする理由】を参照して下さい。</p>
5-12	<該当箇所>	<p>回答5-9の【性能の指標の数値を100マイクロシーベルト/年</p>

	<p>別紙3の1.(3)①設計オプションに求められる性能の水準</p> <p><内容></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な性能を評価するためのシナリオの設定について、被ばくに至る経路としては「最も可能性が高いと考えられるもの」、人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータとしては「通常の状態において保守的な設定」とした設定に対する「一定の性能の水準」は、「300 マイクロシーベルト/年を超えないこと」とすべき。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICRP Publ. 122 は、長期の廃棄物処分に関して、設計基準変遷に含まれる自然事象には線量拘束値を適用することを勧告している。設計基準変遷は、施設が提供する防護の予想される変遷、発生確率の低い事象(変遷の可能性がほとんどない)が含まれるとしている。これは、「最も可能性が高い「被ばくに至る経路」を考慮し、「人工バリア及び天然バリアの状態」に係るパラメータを通常の状態において保守的な設定」に相当する。 ・ALARA の適用に関する国際的理解は、個人線量の大きさ、被ばくする人の数、並びに潜在被ばくの可能性を、経済的・社会的な要因を考慮に入れながら、適切な線量拘束値より下で合理的に達成可能な限り低く保つ、というものである。この国際的理解に照らせば、ALARA を適用したプロセスで設計の比較評価を行う際にまず下回るべき線量は、線量拘束値 300 マイクロシーベルト/年である。 	<p>とする理由】を参照して下さい。</p>
5-13	<p><該当箇所></p> <p>別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】</p> <p><内容></p>	<p>周辺公衆が著しく高い線量を受けることがないことの確認のための線量基準としては、別紙1の1.(2)の【保全措置を必要としない状態に移行する見通し】に示したように、自然事象シナリオの基準として、ICRP 勧告や IAEA 国際基準に示されている線量拘束</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・国際的議論の学術的・技術的な整理に基づく基準(線量の数値)と、規制の実務上設定しようとする基準に相違がある場合は、その違いと、違いを必要とする理由を明示いただく必要がある。 ・一例として、処分システムの保守的なパラメータを設定した状態に対する線量基準として示された 100 マイクロシーベルト／年について、平成 30 年度第 11 回原子力規制委員会(資料 4)では「現在の技術水準で達成可能な性能」とされているが、数値「100 マイクロシーベルト／年」の根拠及び想定するシナリオ・状態設定を明確にされたうえで、規制の実務上の位置づけとあわせて、国際的議論と異なる理由を明確に説明いただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームの外部有識者は、一致して、国際基準との不整合を指摘している。 ・国際的議論の学術的・技術的な整理に基づく基準を一度明確に共通理解とした上で、規制の実務として新たな数値が必要、あるいはより厳しい状態を想定することを要求するのであれば、その差を明示し、さらにその差を設ける考え方を明示すべきである。 ・例えば、英国のリスクガイダンスレベルは、ICRP 勧告を参照して健康保護庁が勧告したリスク拘束値 1E-5/y を 1 桁小さくした「1E-6/y」としているが、これについて規制機関である Environment Agency は、期待をこめたリスク目標(risk target)との意味であると明示した上で 1 桁小さくしており、また併せて、「我々が期待している環境安全の基準を示すものであるが、このレベルが満たされるべきという絶対的な要求が存在することを示唆するものではない」としている。すなわち、廃棄物処分施設を閉鎖後期間に関して適切と考えるリスクのレベルに向けて導くために、国際基準を明示した上で、これに規制機関としての緩やかな期待(broad 	<p>値(300 マイクロシーベルト／年)を適用することとしています。</p> <p>一方、ご指摘の「100 マイクロシーベルト／年」は、回答 5-9 のとおり、廃棄物埋設地の設計の候補が満足する性能の水準として、現在の技術水準で達成可能と考えられること等を踏まえて、諸外国には類例は認められないものの、この数値を要求事項とする案を考えているものです。</p> <p>また、想定するシナリオ・状態設定の考え方については別紙 3 の 1. (3) ①「設計オプションに求められる性能の水準」に示したとおりです。「通常の状態において保守的な設定」や「最も厳しい設定」のより具体的な内容については、立地候補地点やより詳細な施設設計が明らかになった時点で必要に応じて審査ガイドに記載する予定です。</p>
---	--

	<p>expectation)を加えるとの意図を明確にしてリスクガイダンスレベル「1E-6/y」を示している。(Environment Agency, Near-surface Disposal Facilities on Land for Solid Radioactive Wastes, Guidance on Requirements for Authorisation, February 2009.)</p>	
5-14	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】 ・・・通常の状態において最も起こる可能性が高い設定とした上で、公衆の受ける線量を評価し、線量が最も小さい廃棄物埋設地の設計を最終的に選定していること。</p> <p><内容> 可能性が高い状態、保守的な状態、厳しい状態の各状態において、各々「線量が小さい」設計が有り得る。何故、通常の状態でも最も起こる可能性が高い設定で線量が最も小さい設計を選定するのか、通常の状態でも保守的な設定や厳しい状態設定での線量が小さいことも重要な視点である。 また、ALARAには、特に経済的要因も考慮されるべきである。</p>	<p>【状態の設定について】 回答5-9の【性能水準確認シナリオの設定の考え方】に示したように、候補となる設計の総合的な性能が一定の水準に達していることを確認するための性能水準確認シナリオでは、実力に近い性能を反映するため、「被ばくに至る経路」は最も可能性が高いものを選定した上で、「人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータ」については「通常の状態の範囲内」で保守的に設定することを求めることとしています。 一方、設計プロセスにおける最終的な設計の選定においては、上記の水準に達している設計の候補について、「最も実力に近い」性能を反映した指標を用いて比較を行うため、パラメータについては「通常の状態の範囲内」で最も起こる可能性が高い設定とすることを求めることとしています。</p> <p>【経済的要因について】 別紙3の1.の「(1)人工バリアの設計等に係る選択肢の設定」及び「(2)廃棄物埋設地の設置場所に係る選択肢の設定」において、それぞれ以下の点を考慮することとしており、経済的な観点で、合理的と考えられる範囲を過度に超えるような選択肢が選定されることはないものと考えます。 ・国内外の最新の規格をはじめ、類似の廃棄物処分場に用いられている、又は検討されている人工バリアの設計(ただし、特殊なものを除く)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋設施設の敷地の範囲を考慮し、廃棄物埋設地を合理的に設置可能と考えられる場所
5-15	<p><該当箇所></p> <p>別紙3の1.(3)①設計オプションに求められる性能の水準 線量の算出に当たっては、比較的高い線量を受けるおそれのある少人数の周辺公衆よりも、「将来の周辺の公衆全体の被ばくの可能性及び線量を合理的な範囲でできる限り低減する」という観点に照らし、周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮することとし、これに応じたシナリオの選定及びその設定を行うこととする。</p> <p><内容></p> <p>設計オプションを比較する際に、比較的高い線量を受けるおそれのある少人数の周辺公衆よりも、周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮するとしている。これより、オプション間の比較においては集団積算線量 (man・Sv) を用いることのように思われる。</p> <p>しかしながら、基準値については個人の被ばく線量に対する値 (μ Sv/y) が設定されている。</p> <p>このことから、線量評価の対象としては、個人であることを明記すべきである。</p>	<p>設計プロセスにおける線量評価は、周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮するとの趣旨であり、集団線量を用いるということではありません。</p> <p>基準案の作成に当たっては、集団線量を用いるものと誤解されることのないような記載を行うこととします。</p>
5-16	<p><該当箇所></p> <p>別紙3の1.(3)①設計オプションに求められる性能の水準</p> <p><内容></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『線量の算出に当たっては、比較的高い線量を受けるおそれのある少人数の周辺公衆よりも、「将来の周辺の公衆全体の被ばくの可能性及び線量を合理的な範囲でできる限り低減する」という観点に 	<p>最終的な設計の選定に当たって用いるシナリオは「最も可能性が高い」シナリオですので、公衆の線量の分布の中央値又は最尤値で判断することが適当と考えます。</p> <p>また、回答5-15に示したように、これは集団線量の評価を求めるものではありません。</p>

	<p>照らし、周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮することとし、これに応じたシナリオの選定及びその設定を行うこととする。』の“周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮”とは、公衆の線量の分布の中央値のようなイメージと理解して良いか。それとも、中央値も含めた分布全体と理解すべきか。もしくは、代表的個人ではなく、公衆全員の被ばくを評価するとの考え方であるのか。以上を確認したい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「比較的高い線量を受けるおそれのある少人数の周辺公衆」は、代表的個人(集団の中で比較的高く被ばくする複数の個人)を意味するものと思われる。代表的個人は、線量拘束値の遵守の判断に用いられる人として定義されたものであり、これは国際的な共通理解となっている。これに対して、“周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮”する理由が不明である。骨子案では公衆の被ばく線量評価を代表的個人について行うこととされているが、別紙3では代表的個人の言及がない。また、もし“周辺の公衆全体の被ばくの可能性を考慮”が集団線量の考え方を意味しているのだとすれば、これは中深度処分に係る規制基準等の検討で挙がっていなかった項目であり、その使用の意味や可否について、改めて議論しなければならない。ICRPは、集団線量は防護の最適化において参考情報となり得る(Publ. 81(33項))ものの、安全性の指標とすることには問題があるとしている(Publ. 77(50項)(52項)(58項)、Publ. 81(26項))。 	
5-17	<p><該当箇所> 別紙3の1.(3)②最終的な設計の選定</p> <p><内容></p>	<p>ご指摘の「処分システムの頑健性」や「評価の不確実性がより小さいと考えられる設計等の観点」は、設計の選定において重要な要素と考えます。これらの要素については、人工バリアの設計の候補の選定や、廃棄物埋設地の設置場所の候補の選定過程において、十</p>

<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なお、最終的な設計の選定は線量の比較によることが基本であるが、それにも拘わらず線量評価結果で劣後する設計オプションを選択しようとする場合は、例えば処分システムの頑健性がより高いと考えられる設計や、評価の不確実性がより小さいと考えられる設計等の観点で最も優れていると考える設計オプションを選定することとし、埋設事業者はその合理性を説明することとする。」は、「ここで、最終的な設計の選定は、線量の比較によることが基本であるが、処分システムの頑健性がより高いと考えられる設計や、評価の不確実性がより小さいと考えられる設計等の観点で優れていると考える設計オプションを選定することもできる。」とすべき。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALARA を適用したプロセスに沿って設計オプションを選定するにあたり、線量の低減とともに、頑健性や不確実性の低減が重要である。 ・これは、非常に長期にわたる線量評価に大きな不確かさが伴うという中深度処分の特徴を踏まえて、線量を一定の数値よりも小さいということだけをもって評価すべきではなく、多角的に、よりよい設計であることを確認することが重要との考え方を具体的に示したものと理解される。 ・従って、なお書きよりも明確に記述すべきである。 	<p>分に検討・考慮され、優れたものが設計オプションとして選定されるものと考えます。</p> <p>したがって、設計オプションからの最終的な設計の選定においては、線量を指標とすることとしています。性能の指標として線量を用いる理由は、別紙3の1.(3)の「①設計オプションに求められる性能の水準」についても「②最終的な設計の選定」についても同様です。回答 5-9 に示した【性能の指標として線量を用いる理由】を参照して下さい。</p> <p>以上のことから、別紙1の1.(2)の【廃棄物埋設地の設計プロセス】の④の主旨「公衆の受ける線量を評価し、線量が最も小さい廃棄物埋設地の設計を最終的に選定していること。」及びご意見にある別紙3の1.(3)②なお書きの原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p>
---	--

6. 保全措置を必要としない状態に移行する見通し

No.	意見	回答
6-1	<p><該当箇所> 別紙3の2. 自然事象シナリオとその線量基準について</p>	<p>「通常の状態において保守的な設定」と「科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定」の違いについては別紙3の(注2)</p>

	<p><内容> 自然事象シナリオにおいて挙げられている 3 種類の人工バリア・天然バリアの状態設定（「通常の状態において最も可能性が高い状態」「通常の状態において保守的な設定」「科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定」）について、相互の差別化が難しく、「科学的に合理的と考えられる範囲」においては「保守的な設定」と「最も厳しい設定」に大差は生じないと考えられる。 シナリオ区分の設定については、立地地点の条件が明らかとなった時点において、引続き議論が必要だと考える。</p>	<p>に記載していますが、それぞれのより具体的な内容については、立地候補地点やより詳細な施設設計が明らかになった時点で必要に応じて審査ガイドに反映する予定です。</p>
6-2	<p><該当箇所> 別紙 3 の 2. 自然事象シナリオとその線量基準について</p> <p><内容> 【意見】 ・300 マイクロシーベルト/年を適用するシナリオにおける人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータについて、「科学的に合理的と考えられる範囲の組み合わせのうち最も厳しい設定とする」とあるが、これは骨子案(平成 30 年度第 22 回原子力規制委員会(資料 3、別紙 1-3))で示された「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」には相当しないとの理解で良いか。 【理由】 ・「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」において線量拘束値を適用している「厳しいシナリオ」は、科学的に合理的と考えられる範囲の人工バリアと天然バリアの状態及び被ばくに至る経路の組み合わせを考慮することとしている。これに対して、「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」</p>	<p>線量基準として 300 マイクロシーベルト/年を適用する自然事象シナリオは、「科学的に合理的と考えられる範囲」で最も厳しいシナリオですので、「科学的に合理的と考えられる範囲」を超えるような仮想的な設定を求めるものではありません。</p> <p>したがって、バリアの性能に関する十分なデータやエビデンスがある場合には、必ずしも「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を設定する必要はありませんが、十分なデータやエビデンスがない場合は、その機能が著しく劣化した状態を設定する必要があります。また、長期において評価の不確実性が極めて大きくなる場合は、その期間におけるバリアの状態設定として、著しく劣化した状態とすることが適当なこともあり得ます。</p> <p>なお、事業者が保守側に仮想的な設定を行うことを妨げるものではありません。</p>

	<p>は、例えば骨子案では低拡散層の透水係数を砂れき層の透水係数とするなどとしているが、通常の状態における評価で終局的な状態を想定して保守的な設定をする場合との違いが不明である。また、低透水層の透水係数を通常の状態で保守的にパラメータを設定した状態の値の10倍とすることや、低拡散層に遅延効果を期待する放射性物質について分配係数をゼロとする例を示しているが、これらは、仮想的な設定であり、科学的に合理的と考えられる範囲を超えたものになりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物埋設への線量拘束値の適用においては、過度に保守的な設定や非現実的あるいはあり得ないような設定は対象としないことが国際的理解である。ICRP は、長期の廃棄物処分に線量拘束値を適用する場合について、設計基準変遷に含まれる自然事象を対象とすべきであり、「設計基準変遷で考慮されていない過酷な自然の破壊的事象については、計画被ばく状況に対するリスク拘束値または線量拘束値は適用しない」(Publ. 122、(58)項)と勧告している。 ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームの外部有識者は、「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を廃止措置開始後から想定するようなことは、線量拘束値を適用する状態にはそぐわないとの意見で一致していた。 ・ 以上から、300 マイクロシーベルト/年を適用する「科学的に合理的と考えられる範囲の組み合わせのうち最も厳しい設定」は、「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」に相当しないと理解される。 	
6-3	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【保全措置を必要としない状態に移行する見通し】及び別紙3の2. 自然事象シナリオとその線量基準について</p>	<p>回答 6-2 を参照して下さい。</p>

<内容>

【意見】

- ・“「被ばくに至る経路」及び「人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータの組み合わせ」について科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定”とは、骨子案(平成30年度第22回原子力規制委員会(資料3、別紙1-3))で示された「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」に相当するの可否かを明示いただきたい。
- ・もし、「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を指すのであれば、最も厳しい設定とした自然事象シナリオに基づき評価される公衆の受ける線量に対する基準として、線量拘束値300マイクロシーベルト/年は適さない。仮想的な設定であり、ボーリングシナリオと同様の線量基準を設定すべき。
- ・「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を指さない場合は、可能性を考慮するとしている“「通常の状態において保守的な設定」を超えるような状態”と、「通常の状態において保守的な設定」の具体的な差を明示する必要がある。

【理由】

- ・「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」において線量拘束値を適用している「厳しいシナリオ」は、科学的に合理的と考えられる範囲の人工バリアと天然バリアの状態及び被ばくに至る経路の組み合わせを考慮することとしている。これに対して、「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」は、例えば骨子案では低拡散層の透水係数を砂れき層の透水係数とするなどとしているが、通常の状態における評価で終局的な状態を想定して保守的な設定をする場合との違いが不明である。ま

た、低透水層の透水係数を通常の状態ですべてパラメータを設定した状態の値の10倍とすることや、低拡散層に遅延効果を期待する放射性物質について分配係数をゼロとする例を示しているが、これらは、仮想的な設定であり、科学的に合理的と考えられる範囲を超えたものになりうる。

- ・ 廃棄物埋設への線量拘束値の適用においては、過度に保守的な設定や非現実的あるいはあり得ないような設定は対象としないことが国際的理解である。ICRP は、長期の廃棄物処分に線量拘束値を適用する場合について、設計基準変遷に含まれる自然事象を対象とすべきであり、「設計基準変遷で考慮されていない過酷な自然の破壊的事象については、計画被ばく状況に対するリスク拘束値または線量拘束値は適用しない」(Publ. 122、(58)項)と勧告している。また、線量拘束値の遵守の判断に用いられる仮想的な存在として“代表的個人”を定義しており(Publ. 101 Part 1、(57)項)、その評価に関して、「パラメータ値の選択は、合理的で持続可能な被ばくシナリオを表すものでなくてはならない」(Publ. 101 Part 1、(74)項)と述べている。
- ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームの外部有識者は、「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を廃止措置開始後から想定するようなことは線量拘束値を適用する状態にはそぐわない、との意見で一致していた。
- ・ 以上から、もし厳しい状態が「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を指すのであれば、それは仮想的な設定であり、線量拘束値ではなく、ボーリングシナリオと同様の線量基準を設定すべきである。
- ・ もし厳しい状態が「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」を指さず、設計基準変遷に含まれる範囲で保守的な状態を想定する

	<p>のであれば、線量拘束値を適用することになるかもしれないが、「通常の状態において保守的な設定」との差が明確でなければ、国際的理解に照らすと、「通常の状態において保守的な設定」に線量拘束値を適用すべきである。言い換えれば、“「通常の状態において保守的な設定」を超えるような状態”を具体的に示さなければ、一つのバリア性能の著しく劣化した状態ではない「厳しい状態」を設定する合理的理由がない。</p> <p>・なお、ICRP Pub. 122 は、長期の廃棄物処分に関して、設計基準変遷に含まれる自然事象には線量拘束値を適用することを勧告している。設計基準変遷は、施設が提供する防護の予想される変遷、発生確率の低い事象(変遷の可能性がほとんどない)が含まれるとしている。</p>	
6-4	<p><該当箇所></p> <p>別紙1の1.(2)の【保全措置を必要としない状態に移行する見通し】の「放射能濃度制限シナリオ」10 万年が経過した後における廃棄物埋設地内の放射性廃棄物等と公衆との接触を仮想した設定に基づき、評価される公衆の受ける線量が 20 ミリシーベルト/年を超えないこと。</p> <p><内容></p> <p>10 万年程度を指標として立地点を選定することにより、稀頻度事象の評価を求めないとしているが、不確実性の高まる超長期における自然事象に対する“稀頻度の考慮”を明確に位置付けることが必要である。</p> <p>(参考)：可能性の低い自然事象に対する諸外国の事例 →フィンランド (STUK-YVL D. 5 原子力廃棄物の処分、対象：低中レベル 廃棄物、使用済燃料)</p>	<p>発生した場合の影響が大きいと考えられる事象については、いわゆる「稀頻度事象」も含めて、考慮することとしており、具体的には、火山活動、断層活動及び侵食作用を対象としています。</p> <p>立地地点によっては、これら以外にも発生した場合の影響が大きいと考えられる事象が確認される可能性がありますので、別紙1の1.(1)の【火山等】には、「廃棄物埋設地の人工バリアに著しい損傷を生じさせるおそれがある火山現象又はその他の自然現象が発生するおそれがない場所であること。」としています。この「その他の自然現象」については、今後、立地候補地点が明らかになった段階で、必要に応じて基準を定めることとします。</p> <p>また、これらの自然現象に対する「考慮」としては、いわゆる稀頻度事象シナリオ評価によって安全性を判断するという考え方はとっておらず、施設の設置場所に係る設計上の対策として、申請時における科学的知見に基づき可能な限り、発生するおそれがある場所を避けて施設を設置することを求めることを基本としていま</p>

	<p>316 自然現象により引き起こされ、長期安全性を潜在的に損なうような発生確率の低い事象には、少なくとも廃棄物キャニスタの健全性を損なう岩盤変位を含まなければならない</p> <p>→フランス（ASN2008 深地層における放射性廃棄物の最終処分に関する安全指針、対象：長寿命中レベル廃棄物、高レベル廃棄物、使用済燃料）</p> <p>4. 2 変動状態 考慮すべき自然事象には、例外的な規模の気候変動、例外的な地震活動、例外的な隆起または沈降、ダイアピル・プロセス、マグマ活動、隕石の落下が含まれる。選定されたサイトによっては、正当化のための解析を行った後、これらの事象のうちいくつかは検討しなくてもよい場合がある。</p>	<p>す（断層活動の要求事項案については検討中）。</p> <p>その理由は、例えば、火山について、将来新たに出現した場合を仮想した稀頻度事象シナリオ評価を行う場合、どのような規模の火道を考え、総インベントリのうちどの程度が地表へ運ばれるか等のシナリオやパラメータ設定の不確かさが極めて大きく、これらの設定次第で評価結果はどのようにでも変わることから、評価結果は施設設計に対して有益な情報を与えないと考えられるからです。</p> <p>なお、事業者がセーフティケースの一環として、稀頻度事象シナリオ評価を行うことを妨げるものではありません。</p>
6-5	<p><該当箇所></p> <p>別紙1の1.(2)の【保全措置を必要としない状態に移行する見通し】の「ボーリングシナリオ」</p> <p>・・・廃棄物埋設地と地表との間に短絡経路が形成され、人工バリアと同等の機能を有する構築物で区画された廃棄物埋設地の区画内の放射性物質が漏えいすることを仮想した設定に基づき、評価される公衆の受ける線量が20 ミリシーベルト／年を超えないこと。</p> <p><内容></p> <p>一般的なボーリング掘削が中深度処分の廃棄物埋設地に到達し得る深度で行われる可能性はあるが、人工構築物が存在する廃棄物埋設地の掘削に至っても廃棄物埋設地の認知には至らずに掘削が続行されることは考え難いとされている。</p> <p>この趣旨を踏まえると、一般的なボーリング掘削が到達する可能性が、中深度よりも格段に低いと考えられる深度に施設を設置する地層処分の場合のボーリングシナリオは、施設の設置深度を考慮した</p>	<p>「施設の設置深度を考慮した様式化されたシナリオ」の意味が定かではありませんが、地層処分（第一種廃棄物埋設）に関しては、事業の進捗状況を踏まえ、評価すべきシナリオも含めて、規制基準を検討することとなります。</p>

	様式化されたシナリオが設定されるべきと考える。
--	-------------------------

7. 坑道

No.	意見	回答
7-1	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【坑道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 坑道は、閉鎖措置の終了から廃止措置の開始前までの間に廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあった場合においてこれを著しく拡大させる漏えいの経路を生ずるおそれがないように、閉鎖することができるものであること。 <p><内容> <意見および理由> 坑道が適切に閉鎖できるような構造とすることを求める要求事項と思われるが、閉鎖措置終了後に異常な漏えいがあった場合の措置に関する要求事項であるようにも読み取れる。 このため、文意が明確となるように表現を見直すべきと考える。</p>	<p>本要求事項案は、ご指摘のとおり、坑道の閉鎖措置時において坑道が適切に閉鎖できる見通しがあることについて、事業許可時点において示すことを要求するものです。</p> <p>第二種廃棄物埋設において、「閉鎖」は閉鎖措置の終了までのことを指します。また、「閉鎖することができるものであること」としているため、本要求事項案は閉鎖措置の終了後の措置に係るものではないことは明らかと思われます。</p> <p>以上のことから、原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p>
7-2	<p><該当箇所> 別紙1の1.(2)の【坑道】坑道は、閉鎖措置の終了から廃止措置の開始前までの間に廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあった場合において・・・</p> <p><内容> 「廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあった場合」について、異常な漏洩の定量的な考え方を示すべきである。</p>	<p>別紙1の1.(2)の【坑道】に示している「廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあった場合においてこれを著しく拡大させる漏えいの経路を生ずるおそれがないように、閉鎖することができる」とは、放射性物質の漏えいの程度にかかわらず、廃棄物埋設地から漏出した放射性物質の生活環境への移動を促進させるおそれのある水みちが生じないように閉鎖することができる設計を求めていますので、「異常な漏えい」を定量的に示す必要はないものと考えます。</p>

8. 地震による損傷の防止

No.	意見	回答
8-1	<p><該当箇所> 別紙2の2.(3) 地下施設に要求する耐震性能の考え方</p> <p><内容> 「骨子案の要求事項からの主な修正について」の「3. 地震による損傷の防止について」のうち「(3) 地下施設に要求する耐震性能の考え方」の中に、「地下施設は一般的に耐震上リスクが小さくなると考えられるが(注3)、中深度処分の地上施設に対して設定する最も厳しい地震力(Bクラス又はCクラスに対応するもの)を地下施設に適用することで、地下施設の支持構造物等を保守的に評価することとする。」と記載されていることに関する意見。</p> <p>防災科学技術研究所の基盤強震観測網では、全国約700箇所に観測井が配置され、地表と地下に強震計を設置して地震観測を行っており、地下は地表に比べて地震の揺れの大きさが1/3~1/5程度であることが観測事実として分かっている(藤川ほか、2012、土木学会第67年次学術講演会講演概要集、1081-1082.)。地下施設の支持構造物等を保守的に評価するために、本来地震の影響が小さい地下施設に対して地上施設に対して設定する最も厳しい地震力を適用することは、観測事実とも乖離しており過度に保守的である。</p> <p>また、地上施設と地下施設は、自己振動するかしないかで本質的に地震時挙動が異なるので、地上施設に適用する静的地震力を大深度の地下施設に適用するのは適当ではないと考える。</p>	<p>本要求事項案は、別紙2の2.(3)に示したように、地下施設は一般的に耐震上、地上施設と比較してリスクが小さくなると考えられるものの、地下施設の耐震性能の重要性を考慮して、地上施設に対して設定する最も厳しい地震力を地下施設にも適用すべきであると判断し要求しているものです。</p> <p>一方で、基準案の作成に当たっては、ご指摘を踏まえて、主旨の記載を行うこととします。</p> <p>「申請者が、地下施設を設置する場所から地表面までの地盤構造、地震動の増幅特性について、地震観測等による信頼性の高いデータを取得した上で、同一の地震が生じた場合の地上施設に生ずる地震力と廃棄物埋設地及び坑道に生ずる地震力との比率を評価できる場合は、当該比率を考慮した地震力とすることができる」。</p> <p>なお、地下施設においても、埋め戻しが終了する前の段階では、廃棄物埋設地の空間内で振動し慣性力が生じる施設が存在するため、本質的に地震時挙動が異なるとはいえないと考えます。</p>
8-2	<p><該当箇所> 別紙1の1.(3)の【地震による損傷の防止】及び別紙2の2.(3) 地下施設に要求する耐震性能の考え方</p>	<p>回答8-1を参照して下さい。</p>

	<p><内容> 【意見内容】 地下施設においては、地上施設と比較し揺れが小さくなることから、地震による影響は小さいと考えられる。 このような地下施設の地震に対する特性を考慮した耐震設計となるようにすべきではないか。</p>	
--	---	--

9. 排水施設

No.	意見	回答
9-1	<p><該当箇所> 別紙1の1.(3)の【排水施設】</p> <p><内容> 廃棄物埋設施設に対して、「埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から閉鎖措置の終了までの間」設けることを求めるとしている、「雨水及び地下水による廃棄物埋設地及び坑道の水没を防止するために必要な施設」について、2018年8月1日原子力規制委員会資料3の別紙3の概念図によれば、「廃棄物埋設地は操業期間中に埋戻し」を行い、「アクセス坑道は閉鎖措置にて埋戻し」を行うとされている。 このため、廃棄物埋設地の埋戻し後から閉鎖措置の終了までに要求される「水没を防止するために必要な施設」は、附属施設であるアクセス坑道に対しての要求事項であり、廃棄物埋設地に対してのものではないと考えられる。 原案ではこのことが曖昧であるため、明確となるように記載を見直していただきたい。</p>	<p>廃棄物埋設地と（アクセス）坑道については、いずれも地下水の湧水等による水没を防止することを要求しますので、本要求事項案は廃棄物埋設地も対象としています。</p> <p>したがって、原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p> <p>なお、地下水の湧水は廃棄物埋設地及び坑道で発生することが想定されるため、放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間においては、廃棄物埋設地に排水施設を設置する必要があります。また、埋設の終了後における排水施設は坑道に設置することが想定されます。</p>

10. 放射性廃棄物の回収

No.	意見	回答
10-1	<p><該当箇所> 別紙1の1.(3)の【放射性廃棄物の回収】</p> <p><内容> 万一放射性物質の異常な漏えいが確認された場合、漏えい個所の確認や補修等の必要な対策を採ることが前提であり、放射性廃棄物の回収は、あくまで補修等の有効な措置が採れない場合の万一のための措置だと考えられる。</p> <p>例えば、回収可能性を考慮した設計とするため、廃棄体定置後の埋設設備内の空隙の充填材として、セメント系材料ではなく、砂等の土質系材料を採用するというオプションも考えられるが、このようなオプションは、廃棄物埋設地に対して本来求めるべき放射性物質の「漏出を防止する機能」、「漏出を低減する機能」といった安全機能の低下に繋がる懸念される。</p> <p>放射性廃棄物の回収については、このように、設計要求とすることにより本来確保すべき安全機能と相反する要求になる可能性を踏まえて議論を行い、事業許可段階における要求事項を明確にしていきたい。</p>	<p>放射性廃棄物の回収は、ご意見のとおり、「あくまで補修等の有効な措置が採れない場合の万一のための措置」です。本要求事項案は、「技術的に可能であること」としているように、例えば回収を容易に行えるようにする設計や、そのために安全機能の性能の劣る人工バリアのオプションの選定を求めるものではありません。</p>

1 1. 廃棄体の技術基準

No.	意見	回答
11-1	<p><該当箇所> 別紙1の2.(1)の【廃棄体の技術基準】</p> <p><内容> 【意見内容】</p>	<p>中深度処分の対象廃棄体のうち、含有する水分の放射線分解等によって水素ガスを発生する可能性のある廃棄物を含むものについては、廃棄体容器内のガス圧力の上昇を防ぐため、密封構造は求めないものの、埋設の終了までの間において、発生するガスによって廃棄体の健全性（放射性物質の飛散・漏えいの防止の観点）を損</p>

<p>ピット処分・トレンチ処分に係る現行の第二種埋設規則第 8 条第 2 項第 5 号では「廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること」となっているが、今回示された要求事項案では「埋設の終了までの間」に対するものとなっている。</p> <p>両者の要求事項に差異を持たせている理由を明確に示していただきたい。</p>	<p>なうおそれがないよう措置されていることを要求します。</p> <p>一方、ピット処分及びトレンチ処分の対象廃棄物は比較的放射能濃度が低いことを考慮し、廃棄体を取り扱う期間、即ち廃棄物埋設地に廃棄体を定置するまでの間において、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであることを求めることとしています。</p>
---	---

1 2. 坑道の閉鎖措置計画の認可の基準

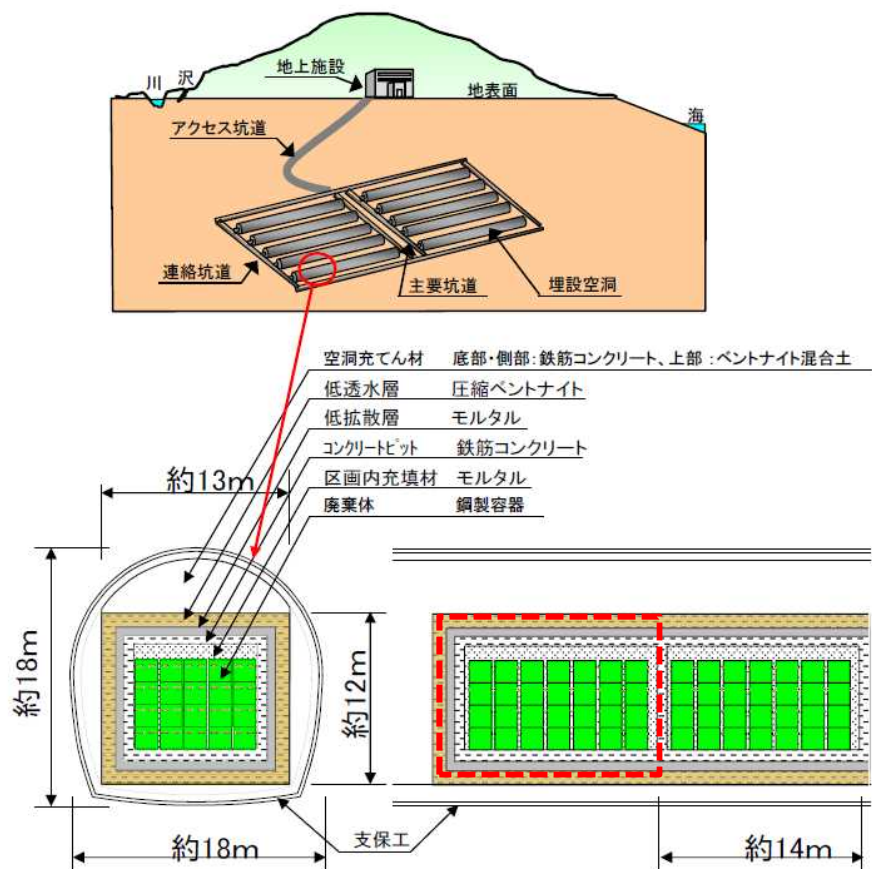
No.	意見	回答
12-1	<p><該当箇所> 別紙 1 の 2. (2) の【坑道の閉鎖措置計画の認可の基準】</p> <p><内容> 閉鎖措置の方法が適切であることを求める要求事項であるが、閉鎖措置終了後に異常な漏えいがあった場合の措置に関する要求事項であるようにも読み取れる。</p> <p>このため、文意が明確となるように記載を見直していただきたい。</p>	<p>坑道の閉鎖措置計画の認可の基準は、閉鎖措置の期間中に関する要求事項であり、「閉鎖措置の方法が、・・・おそれがないものであること。」としていることから、本要求事項案が閉鎖措置の期間中に行う閉鎖措置の方法についてのことであることは明確と考えます。</p> <p>以上のことから、原案の主旨に沿った基準案を作成します。</p>

1 3. 廃止措置の終了確認の基準

No.	意見	回答
13-1	<p><該当箇所> 別紙 1 の 2. (2) の【廃止措置の終了確認の基準】 監視測定設備の撤去後の状況が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。</p> <p><内容></p>	<p>本要求事項案は、閉鎖措置の終了後から廃止措置の開始までの間の放射性物質の監視・測定のために設置した観測孔や機器の埋戻しや撤去を適切に行い、廃棄物埋設地から漏出した放射性物質の生活環境への移動を促進させるおそれのある水みちにならないようにすることを求めていますので、「異常な漏えい」を定量的に示す必要はないものと考えます。</p>

<p>「放射線による障害の防止の措置を必要としない状況」とは、異常な漏洩がないことと関連していると考えられるが、異常な漏洩の定量的な考え方を示すべきである。</p>	
--	--

中深度処分に係る用語の説明等



中深度処分施設のイメージ^{※3}

【廃棄物埋設施設】

- ・ 廃棄物埋設地及びその附属施設

【廃棄物埋設地】

- ・ 放射性廃棄物を埋設する場所（人工バリアを含む）
- ・ 左図においては、「埋設空洞」の領域

【廃棄物埋設地を物理的に区画】

- ・ 左図においては、人工バリアで仕切られている領域（点線で囲った領域）が一つの区画

【埋設の終了】

- ・ 廃棄物埋設地の埋め戻しが終了すること

【坑道】

- ・ 廃棄物埋設地の附属施設の一部
- ・ 廃棄物埋設地と地上を結ぶ坑道（複数の場合あり）
- ・ 左図においては、「アクセス坑道」（「主要坑道」が廃棄体の搬入経路である場合はこれも含む）

【坑道の閉鎖措置】

- ・ 坑道の埋戻し、坑口の閉塞等

【廃止措置】

- ・ 地上に残された附属施設の解体、モニタリング機器の撤去・モニタリング用観測孔の埋め戻し等を行うこと

※3 第2回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合（平成27年2月12日）資料2-1「原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する放射性廃棄物の処分について（電気事業連合会）」より抜粋。